

若越郷土研究

30の5

北陸広域自由民権の

史的性格

―北陸近代化路線の一断面―

三上 一夫

一、広域連帯運動の醸成

北陸七州有志懇親会と銘打った自由民権運動の大会が、明治一六年（一八八三）三月一日と翌一一日の二日間、石川県高岡町（現、富山県高岡市）の瑞龍寺で盛大に開催されたが、これはまさしく日本海側中央部の若狭・越前・加賀・能登・越中・越後・佐渡七州の民権家たちが、松方デフレ下での農村不況と明治藩閥政権の言論抑圧に抗議して、広地域連帯の大々的な運動を起こしたものであるだ

三上 北陸広域自由民権の史的性格

けに大いに注目したいところである。

そしてこれを契機として、翌一七年九月二〇日には越後新潟、さらに翌一八年一〇月七日越前鯖江で本大会が開かれたが、こうした県域を越えた広地域連帯のいわば「北陸連合」の試みは、一六年が決して最初ではなかった。すでにそれに先立つ一三年二月、金沢の民権政社「精義社」が中心となり、同地で「北陸聯合社」を結成している。

この会合には、越前からは民権運動の主導者杉田定一と伴野六郎（越前勝山）が参加し、また越中の民権家の筆頭稲垣示らも参画するが、この「北陸聯合社」こそ、北陸での最初の民権運動広域連合体の性格を帯びるものとみてよい。

しかも「精義社」の前身と目される「耕腸社」（社長、関時叙）については、石川県警察御用掛岩間熊雄の太政大臣三条実美あて探偵報告書のなかで、「（前略）此輩（注、関時叙）ハ常ニ南海九刃地方ヲ徘徊シ、彼ノ地方各社ト交リ或ハ愛国社ト交遊スル者ナリ、此ノ社ノ趣意タル今一社ヲ開設シ、遂ニハ北陸中聯合ノ企テナリ、当分広ク社員ヲ嘯集スル

ノ風アリ、結果如何ト想像」と明記する。

したがって「北陸聯合社」は、すでに「耕腸社」がめざした「北陸中連合」を最初に具体化したものとみるべきで、「耕腸社」の社長関時叙として、四国・九州の巡歴により、その地方の広地域連合のやり方に大いに触発されたに相違ない。彼は一三年初頭、越前に杉田定一を訪ねて協議しているが、これには杉田も大いに共鳴したものと考えられる。

二、北陸七州有志懇親会の性格

実は越中で明治十五年二月一五日、北立自由党が結成されるが、それに先立ち同年一月一〇・一一の両日、高岡郊外で開催された「北立自由党発起者集会」の決議のなかで、「来る五月を期し北陸全道同志の大親睦会を開くべき事」の重要事項がみられたが、それは実現されなかった。

その後同年九月金沢で起きた石川県会議員稲垣示のいわゆる「千坂県令侮辱事件」を契機に、福井県では一一月一五日、県会議員の有志一五名がその代表に土屋久左衛門（注、坂井郡坪江村東田中出身）を選び、事件の実

情調査と稲垣慰問のため、石川県へ派遣することを決めた。

このさい杉田定一は、稲垣慰問とともに、「北陸自由新聞」発刊についての参考意見を求めるため、金沢の『自由新誌』の発行社である共詢社（社長、稲垣示）を訪れて彼に会い、さらに越中まで出向いたのである。土屋は一月一九日金沢を訪れて稲垣を慰問し、その後越中を巡遊して、二五日再び金沢にもどり石川県議員と会談している。

こうして翌一六年一月に入ると、北立自由党を中心に、北陸広域連帯の懇親会の計画が進められた。その具体内容は研究史が明らかにするが、大々的な懇親会の主なねらいは、演説の草稿と目される杉田定一の「天然区域親睦論」により、はつきりうかがうことができる。

つまり立権政体を確立し、知識の錬磨・志気の高揚・輿論の振興のためには、風俗・慣習を同じくする「天然の区域」内での親睦が最も肝心とし、「先其ノ一州ノ一致協同ヲ謀リ、然シテ一道ノ親睦ヲ致シ、進シテ全国ノ合同ヲ謀ルニ、今也九州改進黨アリ、四国ニ

懇親会アリ、今又東海道ニ函西自由親睦会アリ、各道大体団結ナキハナシ、然ルニ我北陸道ニ之ヲ見ザルハ豈病僕ノ至リナラズヤ、今也有司諸君之ヲ憂へ、三月頃北陸ノ中央ニ親睦会ヲ催サントス、実ニ此処ハ北陸盛衰ノ管

第1表 北陸7州有志大懇親会出席員一覧(加・越・能)

州	郡	区	出席員数	州	郡	区	出席員数	
越中	射水	水	166名	能登	鹿島	島	1名	
		波	32			小計	6	
	上新川	新	6		加賀	河北	河	4
		下	3				金沢	18
小計		207	石川	1				
能登	鳳至郡	至	3	江沼		4		
		昨	1	小計	27			
	珠洲郡	洲	1	総計	340			

注：森山誠一「加越能自由民権運動の一考察」(前掲)第4表(134~138ページ)による。なお同表には郡別に出席員氏名・職業等が詳記される。

スル所存豈奮励セザル可ンヤ」と力説するの
に注目したい。

一五年六月の「集会条例」改正により、ますます民権運動が抑圧、分断されるなかで、全国諸地域にみられる広域連帯運動¹²⁾にならない、日本海中央部の北陸一帯での運動の高揚、組織の拡大・強化を懸命にめざしたものである。杉田が、南越自由党の機関紙として、一五年一二月に創刊した「北陸自由新聞」は、わずか五カ月で解体の憂き目をみたが、もともと越前一州に限らず、北陸一円の広域を対象とする壯図が秘められていたものと考えたい。

懇親会当日の出席者実数は、第一表のとおり三四〇名ほどのぼるとみられる。そして出席者の所属政党や職業等については、森山誠一氏論稿の「出席員一覧」(加・越・能)¹³⁾にみられるとおり、この大会を主導したのは、自由党系の北立自由党(越中)、南越自由党(越前)、北辰・頸城・岩船の各自由党(越後)であったが、改進黨および改進黨系や両党のいずれにも所属しないものも含まれる。そして職業では、豪農・富農・豪商・県會議

第2表 北陸7州有志大懇親会発起者一覧 (明治16年)

発起者名	地区	所属党派・職業等	発起者名	地区	所属党派・職業等
(平) 藤田孫兵衛	若狭	福井県議・のち衆議 自由党系・農業	中川長吉	能登	石川県議・改進黨系 交詢社員
杉田定一	越前	南越自由党正理事 北陸新聞社長・のち衆議	稲垣示	越中	石川県議・北立自由党 主幹・農業
松村才吉	"	南越自由党副理事 鎌商	数井孝次	"	石川県議・改進黨 のち富山県議
岡部広	"	南越自由党・士族 北陸自由新聞社幹事	島田孝之	"	石川県議・改進黨 北辰社設立
三宅恒徳	加賀	自由党系・士族 北陸自由日報発起人	小林一生	"	改進黨系・代言人
大垣兵次	"	石川県議・農業 交詢社員	八木原繁祉	越後	北辰自由党・士族
芳野貞成	"	石川県議・自由党系 のち七尾町長	山際七司	"	北辰自由党・新潟県議 第1回衆議・農業
小間 肅	能登	石川県議・自由党系 製糸家	加藤勝彌	"	岩船自由党・のち衆議 農業
神野良	"	石川県議・改進黨 交詢社員・第1回衆議			

三上 北陸広域自由民権の史的性格

注：「北陸自由新聞」(42号)(明治16年3月3日)(福井市中毘沙門、奥田薫家蔵)により作成。

員・製糸家・新聞記者・教師・医師等が目立つ。また地域外の「客員」では、庄林一正(名古屋)・永田一二(大阪)・原田十衛(熊本)・古屋)・村松愛蔵(三河)・宇野真男(美濃)・新井毫(上野)・上田長次郎(豊前)・安井弥生三(姫路)・青木茂樹(土佐)・広瀬重

ら一二名がかかけられる。ところでは藤田孫平、越前では杉田定一

松村才吉・岡部広の三名、加賀は三宅恒徳・大垣兵次・芳野貞成の三名、能登では小間肅・神野良・中川長吉の三名、また越中では稲垣示・数井孝次・島田孝之・小林一生の四名、さらに越後では八木原繁祉・山際七司・加藤勝彌の三名があげられ、本懇親会の政治・社会的性格を端的に反映するものといえる。

そこで明治一六年三月一〇日・一一日の盛大な本懇親会で成立する「北陸自由共同会」は、その規則第一条に「本会ハ自由改進黨ノ主義ヲ以テ成立シ、北陸七州ノ共同一致ヲ図ル者トス」と規定するとおり、すでに明治一三年二月、金沢の民権政社「精義社」の肝入りで結成された前述の「北陸聯合社」の再現的

性格を強く帯びるものであった。

会場は「各県巡番」(第三条)例会開催地事務所設置(第五条)、各県各地での委員配置(第七条)等が決められ、さらに第一〇条の「同主義ヲ以テ災厄ニ罹ル者ハ之ヲ撫恤スベシ」(16)の規定により、別に「北陸自由協同会遭難者救恤規則」が成立する。この点再建の一つの契機が、前述の稲垣示の「千坂県令侮辱事件」に強くかわるだけに、当然の帰結

とみなければならない。

いっぽう「北陸自由共同会」の成立にともない、「北陸自由共同新聞社」の開設が目論まれた。この計画は、北陸自由新聞社(福井)・北陸自由日報社(金沢)・北辰自由新聞社(新潟)の三者が合併して、本社を金沢に、支社を福井・新潟に置き、「北陸自由共同新聞」を発刊するのであるが、その準備期間中は、北陸自由新聞社が一切の業務を代行することとした。

この点越前の民権家からすれば、「北陸自由新聞」の名にふさわしい展開として、その活発な運営を真剣に望んだとみられるが、当時の北陸自由新聞は、二月一日から二六日間の発行停止となり、さらには五月一六日、ついに休刊の「社告」を出さざるを得なかった。⁽¹⁷⁾

そのなかで、「三県合同七州協力ノ一大新聞」を発刊する抱負を述べ、「(前略)嗚呼諸君ヨ、諸君ハ一州若クハ一県ニ割拠シ、因習ニ膠着シ、古城ニ拘泥スルノ人ナランヤ、固ヨリ北陸ノ輿論ヲ振作シ、北陸ノ元氣ヲ発揚シ、長江大河一瀉千里、遂ニ進ンテ一世ノ迷夢ヲ攪破シ、千古ノ陋習ヲ掃盪シ、亜細亜東

洋蜻蜒洲ノ自由ハ、北陸ノ山岳重疊波濤澎湃

ノ間ヨリ出タリトノ芳名ヲ博セント欲スル、則チ諸君カ当初本社ヲ経営スルノ素志ナラズヤ、(後略) (前掲『杉田定一関係文書』)と大いに志氣の高揚を訴えるが、ついに実現には至らなかつた。ときあたかも「松方デフレ」が深刻化するなかで、極度の資金難にあえぎ、しかも四月一六日の「新聞紙条例」改正の厳しい条件が重つたことが、新聞社経営に致命的な打撃を与えたものと思考される。

実は地租改正反対運動に連結する自由民権運動として、越前の場合と同様越後でも、七大区(中頸城郡)と二二大区(北蒲原郡)での「押付反米」への反対運動が高揚した。とりわけ二二大区は、明治一〇年八月より一三年三月に至る戸長・地主層を中心とする大がかりな運動のなかで、地租改正事務局への強力な請願運動が展開するが、最終的には政府の検見法発動という強硬措置で挫折する。⁽¹⁸⁾しかし一五年に結成された新潟県下最大の政党、北辰自由党には、北蒲原郡から堂々六一名の入党者を数え、そのほとんどが押付反米反対運動にかかわる村々からの参加者

であった。

ところが加賀・越中・能登での民権運動は、もともと国会開設(憲憲政治)要求を中心としたが、一六年後半期から一七一年にかけては、減租請願運動に懸命に取り組んでいる。⁽¹⁹⁾そして一七一年一月一〇日高岡での「加越能三州有志懇親会」では、「地租軽減の建白」決議が行われる。

このように農民層にとり最も身近で現実的な課題が、民権運動のなかに措定されたのであるが、すでに政府が公布した「地租条例」(明治一七年三月一五日)により、かれらの切実な要求はすっかり押えられる。

また越前でも、米価の低落になやむ農村では、地租問題がそ上のほり、たとえば第3表の坂井郡下一二カ村が結束を固め、一六年度第四期地税の猶予を上申している。⁽²⁰⁾これら諸村のうち、安沢・上小森・中庄・千歩寺・石塚の五カ村は、一一年からの越前地租改正反対運動やそれに連結する自由民権運動のなかで、きわめて強じんな活動を行ったが、この一六年の段階ではついに民権運動には結びつき得なかつたのである。

第3表 福井県坂井郡下地稅延納上申參加村調 (明治16年)

村名	明治11~13年 收穫反米の査定不服村	明治12年 自郷社員数	明治13年 国会開設請願署名者数	明治14年9月 天真社発起村	明治14年12月 地価修正上申書連書
安上	○	7	59	○	○
小森	○	2	31	○	○
中庄	○	4	51	○	○
千寺	○	4	18	○	○
石塚	○				
下森	○		22		
松木			21		
西丸					
池見					
金剛					
取寺					
西次					
長田					

三上 北陸広域自由民権の史的性格

注：大槻 弘「越前自由民権運動の研究」(前掲) 補論 I、表 1 (165ページ) による。

このように「松方デフレ」が行する過程で、北陸各地で農民の切実な地租問題がふたたび大きく表明化するなかで、これが広域民権運動の格好の対象となる可能性を秘めながら、なんら満足な展開をとり得なかつたのは、要はこの時点における民権運動をとりまくきわめて厳しい諸情勢によるとみべきであらう。

三、北陸自由民権運動の挫折

北陸七州有志懇親会に当たり三月二日、高岡の新横町演劇場で政談演説会が開催された。そのさい清水中四郎(越後)・土肥善四郎(越後)・宮田仲透(金沢)の次にたつた長谷川豊吉(越前武生)の「桂川自由の柵」の演説が中止命令を受けた。このさい彼の聴衆への発言が、臨監警部への「官吏侮辱罪」に触れるとして拘引される。

有罪判決を受けたのである。

また長谷川が拘引された翌一三日、稲垣示の「千坂県令侮辱事件」上告に対する大審院の棄却により、有罪が確定し拘引収監される。さらに懇親会開会一〇日後、三月二〇日の「高田事件」を契機に、越後の主要な自由黨員が一せいに検挙される。これは越前の南越自由党の有力者である長谷川豊吉や、越中民権運動の主導者稲垣示の拘引とともに、北陸広域連帯の民権運動にとっては、きわめて大きな障害なつたことは言うまでもない。

要は日本海中央部、北陸七州におよぶ民権勢力の結集をはかる大集會が開催されたことが、かえって当局による意図的かつ計画的な制圧を招く皮肉な結果になつたとみなすことができる。

それにもめげず第二回の北陸七州有志懇親会が、一七年九月二〇日新潟市(西堀通五番町不動院)で開催されたが、その準備委員に松村文二郎(新潟県刈羽郡)・山際七司(新潟県西蒲原郡)・鈴木昌司(新潟県頸城郡)・杉田定一(福井県坂井郡)の四名が名を連ねる。

このさい「自由新聞」の大会広告の冒頭か

ら「嗟呼北陸七州同胞諸君ヨ、今日ハ此レ如何ナル時乎、方ニ之レ北陸男児ノ元氣ヲ振張、鹿ヲ中原ニ争フノ秋ナリ、然リ而シテ内ヲ顧レバ結交未ダ鞏固ナラズ、情誼未ダ親密ナラズ、(中略)握手欲談情誼ヲ親密ニシ結交ヲ鞏固ニシ、以テ士氣ヲ振作スルノ方法ヲ購求セント欲ス」と訴えるが、まさに前年から民権運動の衰退過程にあつて、北陸七州広域連帯の決起と結束をうながす企図が明確に認められる。

来客者は二百余名にのぼるが、北陸七州以外では東北地方の秋田・山形⁽²⁵⁾・福島三県・関東地方の茨城・東京、さらに長野・岐阜両県におよぶため、第一回の分にくらべてさらに広域的となり、いわば「北日本地域大懇親会」と名付けられるような大会となる。

ところが演説者のなかで井上米次郎(新潟県中蒲原郡下八牧村)につき、その内容が治安を妨害するとの理由で、官憲により中止解散させられたが、「更に式を改めて黄昏再び同寺に懇親会を開き、皆な歌を尽す」⁽²⁶⁾など、盛況裡に終わっている。この会で「北陸七州共同聯合会」を発足させることとなり、計一〇

条に及ぶ規約を設けたが、その第一条で「本会ハ北陸七州人士ノ文明ヲ進メ、元氣ヲ振作スルガ為メ設クル者トス」と掲げる。

これはまさしく、厳しい「集会条例」の適用をおそれての表現にほかならない。そして毎年秋期に例会を開くことにしたが、翌一八年一〇月七・八の両日、越前鯖江で開会された第三回北陸七州懇親会は、「共同聯合会」の年一度の例会を兼ねたものと考えたい。

そのときの状況につき、一〇月九日付「加越能新聞」が「(前略)来会者頗る多く、翌八日は午前七時を以て出會員一同同地松ヶ原神社境内に集り、それより丹生郡琵琶山の曠原へ押し出し、壮快なる遊戯を試みて退散したり」と伝えている⁽²⁷⁾。

大会の具体内容は一切不明であるが、これを最後に北陸七州有志懇親会と銘打った大会には終止符が打たれたとみてよい。実は九州における広域連合政党として明治一五年三月に創立し、毎年持ちまわりで大会を開催した九州改進黨が、一八年五月の久留米大会で「形而下ノ團結ヲ解キ形而上ノ交際」を深めるとして解党を宣言している。この時点で解党

せねばならない窮迫した事情があつたとするよりは、その前年一〇月の自由党の解党という全国的情勢が影響したとする見方がはるかに適切であろう。したがって北陸広域連帯の自由民権運動の挫折についても、こうした全国情勢を端的に反映すると判断すべきであろう。

なお北陸地方の強じんな真宗地帯としての地域性と、民権運動の広域連帯性との関連についても、視野に収める必要があると考えられる。差し当たり明治初年の真宗門徒の護法一揆についても、全国で確認される一〇件のうち、敦賀県下の「越前護法大一揆」(明治六年)はじめ「富山藩下農民蜂起事件」(明治四年)・新潟県下の「信越地方土寇蜂起事件」(同五年)・同県下の「越後地方農民蜂起事件」(同六年)の計四件を数えるなど、一揆生起の时期的なずきはみられるが、真宗地帯としての護法的連帯にかかわる一断面がうかがわれるからである。

註

- (1) 「北陸七州有志大懇親会」百年記念集

会が、昭和五八年三月二十六日に開催された。会場は百年前と同じ高岡市の瑞龍寺で、当時の出席者の子孫、それに主に新潟・富山・石川・福井の各県から多数の参加者があり、北陸地方における「自由民権百年」の意義ある記念行事として評価された。なお当日の集会の具体内容は、森山誠一編「北陸七州有志大懇親会百年記念集会の記録」(同記念集會事務局(金沢大学経済学部内)一九八四年)が詳述する。

- (2) 「北陸聯合社」はその後「北陸親睦会」と改称したが、明治一三年(一八八〇)九月一五日北立社々員同志私約決定の「北陸親睦会決議録」の条文(第七条)に明記される。
- (3) 熊本県士族で、明治三年海軍兵学寮に入寮、五年海軍少尉試補、一二年七月警察御用掛、翌一三年一月石川県警部を拝命、一五年六月依願免本官となる(『石川県史料』(5)(石川県立図書館、一九七五年))。
- (4) 「石川県政社調査報告」(石川県八等
- 警部 岩間熊雄)、『三条家文書』(国立国会図書館憲政資料室蔵)。
 なお同報告書では「上伸書」として、「金沢等士族の近況」はじめ「精義社」(金沢区堤町)・「盈進社」(金沢区西町)・「越中新川社」(越中新川郡)・「能登謹省社」(能登羽咋郡)・「越前北立社」(越中射水郡高岡町)・「越前自郷学舎」(越前坂井郡波寄村)・「越前誘衷社」(越前坂井郡丸岡)等の活動状況を記している。
- (5) 「石川県史」(4)(石川県、一九三一年)二八三〜四ページ。
 森山誠一「愛国社路線と加越能自由民権運動」(『金沢経済大学論集』17の1)は、明治一三年二月に結成された「北陸聯合社」を「この地域にできた初めての民権広域連合体であるとともに、この地域の士族と豪農の初めての連携を示す組織である」と論じている。
- (6) 稲垣示・沢田平策など越中射水郡を中心とした豪農商グループで、その前身の北立社は、稲垣示の肝入りで高岡町に設立され、明治一三年三〜四月大阪、一月東京での国会開設請願大会に大量の署名を得て稲垣を送り出している。
- (7) 『富山県史』(4) 八四ページ。
- (8) 明治一五年九月八日石川県議会で千秋坂県知事批判発言が、官吏侮辱罪に該当するものとして告訴された事件で、この点、「自由新聞」は、同年九月一五日以降しばしば報道している。
- (9) 森山誠一「加越能自由民権運動の一考察―第一回北陸七州有志懇親会を中心として―」(『経済学における理論と歴史』文献出版、一九八三年)は、『自由新誌』(21)・(22)の記事を要約している。
- (10) 大槻弘「越前自由民権運動の研究」(法律文化社、一九八〇年)・森山誠一「加越能自由民権運動の一考察」(前掲)がそれぞれ、懇親会準備の過程を明らかにする。
- (11) 大槻弘「越前自由民権運動の研究」一六七ページ。
- (12) 当時全国諸地域での広域連帯組織として、九州改進黨大会・四国懇親会・関西

- 懇親会・名古屋懇親会・山陰懇親会などが開催されている。
- (13) 森山誠一「加越能自由民権運動の一考察」(前掲) 第四表「北陸七州有志大懇親会出席員一覧」参照。
- (14) 「北陸自由新聞」四二号(明治一六年三月三日、土曜日)(福井市中毘沙門九、奥田薫家蔵)の大会案内広告。なお同紙には、「私草憲法」第三章(前号ノ続キ)として、第七条―一二条の条文と説明が掲載される。
- (15) 懇親会当日の盛大な情景は、『自由新聞』(明治一六年三月一八日)が詳述する。端龍寺の各門には「自由萬歳」・「至誠」などの旗がたち「無数の琉燈」をかかげ、会場内は四面に紅幕をめぐらし、午前一〇時開場、午後一時音楽演奏のうちに開会、会主総代加藤勝弥(越後岩船郡)のあいさつのち、各地域からの意見発表(越後の清水中四郎・金沢の宮田仲透(『自由新誌』主筆)・越中の河村潔・富山の小林一生(代言人)・越前に寄留の永田一二(『北陸自由新聞』記者)。
- 上野(群馬県)の新井毫・豊前の上田長次郎・名古屋の庄林一生等)があつて午後六時散会した。参加者には、鯛一尾付きの三重の折詰が配られ、「自由」の銘のある「猪口酒樽」が用意されたと伝えている。
- (16) 『杉田定一関係文書』(大阪経済大学付属図書館蔵)。
- (17) 池内啓「福井置県その前後」(福井県郷土誌懇談会、一九八一年)は、北陸自由新聞社の具体内容と経営難の実態を詳述するが、同新聞社の刊行計画については、「北陸七州の団結を揚言することにおいてその敗退の姿を粉飾しなければならなかったのである。」(二二二ページ)と、北陸自由新聞社の不本意な結末を論じている。
- (18) 本間恂一「新潟の農業問題と自由民権運動」(『歴史公論』(1)雄山閣、一九七六年)は、新潟の民権運動研究が従来とかく「高田事件」の解明に重点を置きすぎる傾向があつたが、地主制の形成や地租改正反対運動との関連で把握しな
- 必要があると強調する(一四七ページ)。
- (19) 森山誠一「加越能自由民権運動の一考察」(前掲)は、明治一六年後半期から一七年にかけての加越能の減租運動の具体内容を指摘する。北立自由党員重松寛平は、一六年一月一八日付の「地租減額建白」(署名五五三名)を翌年初頭元老院へ提出、また一七年二月、立憲改進黨員大矢四郎兵衛が代表となり、射水郡二、〇一名の減租請願書を提出、さらに同年三月には、精義社・盈進社・自由新論社が「協同本部」を設けて減租請願運動に取り組んだことを論じ、地租問題が民権運動の重要な課題となつたことを重視する(一四二ページ)。
- (20) 大槻弘「越前自由民権運動の研究」(前掲)は、明治一六年度第四期地税の猶予上申をめぐる農民層の結束が、結局民権運動につながることをく頓座したのに着目し、「自由党の組織をあまりにも局限された枠にとどめみずから枯渇化させる以外の何ものでもなかった。」(一六五ページ)と、「松下デフレ」下の越前自由民権

運動の在り方を厳しく批判する。

- (21) 明治一六年四月一三日、金沢軽罪裁判所富山支庁での長谷川豊吉の判決では、「演説中現場ニ監臨シタル警部川上親晴ノ職務ニ対シ侮辱シタリ」との理由で、重禁錮二八日、罰金四円九〇銭を課せられている（『自由新聞』明治一六年四月二五日）。
- (22) 『自由新聞』（明治一六年三月二一日、四月一三日記事）
- (23) 『高田事件』につき、『石川新聞』（明治一六年三月二七日）は「今回高田騒動ハ高岡親睦会ノ時ニ起因スル」と指摘するが、たしかに官憲側の策動にかかる「高田事件」の性格からみて、両者の直接的な関連を率直に認めざるを得ない。
- (24) 『自由新聞』の明治一七年八月二九日・三一日、九月三日・五日付本紙に、懇親会の「案内広告」を掲載する。
- (25) 大会の「来会者名簿」に、山形県では、齋藤保ほか四名の氏名が掲載されるが、明治一七年九月一七日付『自由新聞』に、「本県より有志総代として三名出席の趣きを記載せしが、尚ほ酒田港よりは鷺田義則、齋藤保、小関孝悌其他二、三名の諸氏が臨会さるる由にて、近日出発さるると云と、出羽新聞に見えたり」と報ずるため、山形県からの来会者は、少くとも一〇名前後にのぼったものとみられる。
- (26) 『自由党史』（中）（『岩波文庫』）三九〇ページ。なお明治一七年九月二七日付『自由新聞』も「北陸七州懇親会並に自由政談演説会の詳報」と題し、『自由党史』の記載とほぼ同じ内容を伝える。
- (27) 越前鯖江における北陸七州有志懇親会につき、越中の『北辰雑誌』第一号（明治一八年一〇月一〇日、雑報）が簡明に報ずるだけで、ほかに関連史料を見出すことができない。なおこの記載は、森山誠一氏の御教示によるものである。
- (28) 色川大吉『自由民権』（岩波新書）七二ページ。
- (29) 森山誠一「自由民権期前半における北陸の自由民権」（『歴史評論』四一五号、一九八四年）は、植木枝盛の『北陸紀行』のなかでの「北陸一帯仏教の盛んなる危
- んで驚くべきなり」の記事を重視し、「この地域の宗教ことに真宗教団と民権運動との関係を説明する必要性が今後の検討課題」（八三ページ）と付記するが、たしかに重要な研究視角と考えたい。
- (30) 拙稿「明治六年越前大野郡下の護法一揆」（日本海地域史研究会『日本海地域史研究』第二輯文献出版一九八一年）表1「明治初年護法一揆略年表」（二七二ページ）参照。